



神川町新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】



主旨

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、本町における新型インフルエンザ等の発生に備えるための基本の方針と具体的措置を示すものです。

新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定され、令和7年1月に県行動計画が改定されたことを踏まえ、町行動計画の改定を行いました。

計画の目的

◆感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・流行のピークを遅らせると共にピーク時の患者数等を抑える一方、医療体制を強化する

◆町民の生活と経済に及ぼす影響が最小となるよう対策をとる

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを取りつつ、地域での感染対策や事業継続計画の実践により影響を最小とする

改定のポイント

- ◆新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえ、初めて町行動計画を抜本的に改定
- ◆感染症が発生する前の準備段階における体制整備や訓練の実施等の取り組みの充実
- ◆患者等の健康観察や生活支援に関すること、感染症対策物資等の備蓄に関すること等を新たに追加

計画の対象となる感染症

- ◆新型インフルエンザ等感染症
- ◆指定感染症
- ◆新興感染症

対策項目

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦町民生活と地域経済の安定の確保

前計画との違い

◆対応段階(時期区分)

前計画では、対応時期を6項目に細分化していたが、複数の感染拡大の波への対応やワクチン及び治療薬の普及等、状況の変化に応じて機動的な対応が出来るよう、準備期・初動期・対応期の3段階となった

【準備期】

感染症が発生する前

【初動期】

国内外で感染症が発生した段階

【対応期】

国内で発生初期段階
国内で感染が拡大し対策を行う時期
ワクチンや治療薬等により対応力を高める時期
流行が収束し、基本的な感染症対策に移行する時期

◆対策項目

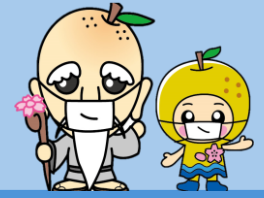
新型コロナウイルス感染症対応で課題になった項目を中心に見直しを行い6→7項目へ変更

◆構成

前計画では、対応段階ごとに記載を行っていたが、各対策の流れがわかるよう対策項目ごととした



神川町新型インフルエンザ等対策行動計画 各対策項目【概要版】



① 実施体制

【準備期】

- ・実践的な訓練の実施
- ・国・県・町、医療機関との連携強化 等

【初動期】

- ・町対策本部の設置や全庁的な対応を進める

- ・必要な予算の確保 等

【対応期】

- ・緊急事態措置の検討 等

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【準備期】

- ・感染症に関する情報提供・共有
- ・迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備 等

【初動期】

- ・各種媒体を活用した迅速な情報提供・共有
- ・偏見や差別に関する啓発 等

【対応期】

- ・科学的根拠に基づいて行動・判断できるように体制を強化 等

③ まん延防止

【準備期】

- ・基本的な感染症対策等の普及、理解促進 等

【初動期】

- ・感染状況に応じ患者や濃厚接触者への対応等の措置を実施 等

【対応期】

- ・町民生活や地域経済への影響に考慮したまん延防止対策の実施
- ・状況変化等に応じた対策への切り替え 等

④ ワクチン

【準備期】

- ・円滑な接種実現のため、必要な準備
- ・予防接種、ワクチンに関する情報提供等

【初動期】

- ・接種会場や医療従事者等の確保、接種体制の構築 等

【対応期】

- ・接種体制の継続
- ・健康被害への対応と町民への正確な情報の発信 等

⑤ 保健

【準備期】

- ・平時からの関係機関との連携体制整備
- ・健康観察や生活支援の実施体制の構築 等

【初動期】

- ・HP 等により必要な情報を提供・共有体制の構築

【対応期】

- ・県の実施する当該患者の健康観察や患者等への必要なサービスの提供や物品の支給等への協力
- ・情報弱者に配慮しつつ町民に対し情報提供 等

⑥ 物資

【準備期】

- ・感染症有事に必要な感染症対策物資の備蓄及び備蓄状況の定期的な確認 等

【初動期】

- ・感染症対策物資の備蓄状況等の確認
- ・円滑な供給に向けた準備 等

【対応期】

- ・感染症対策物資の備蓄状況の確認
- ・町内における物資不足の際の、販売事業者への供給要請や協力要請 等

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

【準備期】

- ・情報共有体制の整備
- ・行政手続等の DX の推進を行い、適切な仕組みの整備
- ・町民等への衛生用品や生活必需品等の備蓄を勧奨
- ・火葬能力等の把握、火葬体制の整備 等

【初動期】

- ・火葬能力の限界超えに備え、一時的な遺体安置施設等を準備 等

【対応期】

- ・心身への影響に関する施策の実施
- ・町民生活の安定の確保を対象とした対応
- ・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 等